

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	町立小学校給食完全無償化事業(物価高対策)	①物価高騰の影響を受け、給食費無償化に係る国の基準額を上回ることとなった給食食材費相当額について、保護者に負担を課すことなく、これまでの栄養バランス・質を保った学校給食の実施を目的として支援を実施。 ②令和8年度給食食材費見込額97,123千円から国庫補助見込額91,119千円を差し引いた額(教職員分は対象外) ③(児童1人1月当たりの見込額5,542.6円ー児童1人1月当たりの国の補助基準額5,200円)×児童数1,593人×11月 ④給食会計を取り扱う学校給食公社(町立小学校在籍児童の保護者)	R8.4	R9.3
2	①食料品の物価高騰に対する特別加算	町立中学校給食食材費補助事業(物価高対策)	①高騰する給食食材費の増額分の負担を支援し、保護者負担を増やすことなく、栄養バランス・量を保った学校給食の実施を目的として補助金を交付。 ②給食実施に係る食材費高騰相当額 ③基準額((対象給食回数)の平均)×(1食単価×30.2%)×(中学校生徒数)または、令和8年度の学校給食の食材の実購入費から令和8年度給食費収入額を控除した額のいずれか少ない額。 175回×実質1食単価395.01円×795人=54,955,766円 給食費収入見込額=42,216,090円 差引:12,739,676円 ④給食会計を取り扱う時津町学校給食公社(教職員等を除く、町立中学校に通う生徒の保護者)	R8.4	R9.3
3	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道基本料金減免事業(物価高対策)	①物価高騰の影響を受けた生活者に対し、水道料金の基本料金を減免することで、生活者の支援を行う。 ②時津町水道事業会計に繰り出し、令和8年4～6月の水道使用基本料金(事業所・公共・官公署除く)の減免にかかる費用 ③11,800世帯×770円×3か月分=27,258千円 料金減免システム運用業務委託費165千円 ④町民	R8.4	R8.6
4	④消費下支え等を通じた生活者支援	下水道基本料金減免事業(物価高対策)	①物価高騰の影響を受けた生活者に対し、下水道料金の基本料金を減免することで、生活者の支援を行う。 ②時津町下水道事業会計に繰り出し、令和8年4～6月の下水道基本料金(事業所・公共・官公署除く)の減免にかかる費用 ③11,400世帯×1,056円×3か月分=36,116千円 料金減免システム運用業務委託費165千円 ④町民	R8.4	R8.6
5	④消費下支え等を通じた生活者支援	浄化槽基本料金減免事業(物価高対策)	①物価高騰の影響を受けた生活者に対し、令和8年4～6月分の浄化槽料金の基本料金を減免することで、生活者の支援を行う。 ②時津町浄化槽整備事業特別会計に繰り出し、浄化槽基本料金(事業所・公共・官公署除く)の減免にかかる費用 ③237世帯×1,056円×3か月分=751千円 ④町民	R8.4	R8.6
6	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	多子世帯保育料無償化事業(物価高対策)	①物価高騰の影響を受ける多子世帯に対し、第2子(同時在園)及び第3子以降の0歳児から2歳児クラスの子の保育料を無償化することにより、子育て世帯の経済的な負担軽減を図る。 ②令和8年度0歳児から2歳児クラスの第2子(同時在園)及び第3子保育料減免による歳入減 ③保育料は所得階層により11区分に分け、同時に利用する子どもの人数によっても保育料が異なる。 R8年度無償化対象延べ人数(合計金額) ・第2子保育料無償化対象・・・延べ人数1,879人(38,236千円) ・第3子保育料無償化対象・・・延べ人数332人(15,414千円) 計53,650千円 ④町内在住で保育園等を利用する0歳児から2歳児クラスの第2子及び第3子の保護者	R8.4	R9.3
7	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	乳幼児・小中学生インフルエンザ予防接種接種料支援事業(物価高対策)	①物価高騰の影響を受ける子育て世帯に対し、令和8年度インフルエンザ予防接種の自己負担分を支援することで子育て世帯の負担軽減を図る。 ②乳幼児、小学生及び中学生の予防接種費用の自己負担額の一部または全部。 ③令和8年度見込。 ・乳幼児(HA4,541円×916回・経鼻9,139円×289回)・小学生(HA4,541円×881回・経鼻9,139円×440回)・中学生(HA4,541円×255回・経鼻4,541円×255回) ④インフルエンザワクチンを接種する乳幼児から中学生までの保護者	R8.4	R9.3

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
8	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	高齢者交通費支援事業(物価高対策)	①物価高に伴う地域公共交通機関の運賃改定等により負担が増している運転免許を有さない高齢者に対し、交通費を助成することで経済的負担を軽減する。 ②運転免許を有さない高齢者に対する交通費助成に係る扶助費 ③令和8年度見込(バス9,000円×1,337人×90%)(タクシー9,000円×1,736人×90%)合計24,891,300円 (70才以上の運転免許を有さない高齢者が利用するバスまたはタクシー運賃のいずれかで一人当たり9,000円を上限) ④運転免許を有さない70才以上の高齢者	R8.4	R9.3
9	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道基本料金減免事業(R8年度物価高対策)	①物価高騰の影響を受けた生活者に対し、水道料金の基本料金を減免することで、生活者の支援を行う。 ②時津町水道事業会計に繰り出し、令和8年4～6月の水道使用基本料金(事業所・公共・官公署除く)の減免にかかる費用 ③11,800世帯×770円×3か月分＝27,258千円 料金減免システム運用業務委託費165千円 ※R7補正分を充当後に不足する部分に対し、交付金が重複しないよう整理して補充する。 ④町民	R8.4	R8.6
10	④消費下支え等を通じた生活者支援	下水道基本料金減免事業(R8年度物価高対策)	①物価高騰の影響を受けた生活者に対し、下水道料金の基本料金を減免することで、生活者の支援を行う。 ②時津町下水道事業会計に繰り出し、令和8年4～6月の下水道基本料金(事業所・公共・官公署除く)の減免にかかる費用 ③11,400世帯×1,056円×3か月分＝36,116千円 料金減免システム運用業務委託費165千円 ※R7補正分を充当後に不足する部分に対し、交付金が重複しないよう整理して補充する。 ④町民	R8.4	R8.6
11	④消費下支え等を通じた生活者支援	浄化槽基本料金減免事業(R8年度物価高対策)	①物価高騰の影響を受けた生活者に対し、令和8年4～6月分の浄化槽料金の基本料金を減免することで、生活者の支援を行う。 ②時津町浄化槽整備事業特別会計に繰り出し、浄化槽基本料金(事業所・公共・官公署除く)の減免にかかる費用 ③237世帯×1,056円×3か月分＝751千円 ※R7補正分を充当後に不足する部分に対し、交付金が重複しないよう整理して補充する。 ④町民	R8.4	R8.6